

議案第53号

規2-(6)

損害賠償について

令和7年静岡市議会2月定例会報告議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年2月21日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 報告議案 別紙「専決処分の報告について」のとおり

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 年 月 日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市学校運営協議会委員報酬未払による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故の概要
	住 所	氏 名	
円 250 (遅延損害金)			静岡市学校運営協議会の委員報酬が未払いとなっていたため、遅延損害金を支払うものである。
円 250 (遅延損害金)			
円 250 (遅延損害金)			

円 250 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 510 (遅延損害金)	
円 423 (遅延損害金)	
円 260 (遅延損害金)	

円 260 (遅延損害金)	
円 260 (遅延損害金)	
円 510 (遅延損害金)	
円 510 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 170 (遅延損害金)	
円 27 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	

円 483 (遅延損害金)	
円 340 (遅延損害金)	
円 426 (遅延損害金)	
円 483 (遅延損害金)	
円 306 (遅延損害金)	
円 306 (遅延損害金)	
円 332 (遅延損害金)	
円 332 (遅延損害金)	
円 113 (遅延損害金)	

円 53 (遅延損害金)	
円 453 (遅延損害金)	
円 400 (遅延損害金)	
円 539 (遅延損害金)	
円 572 (遅延損害金)	
円 678 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	

円 106 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	

円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 510 (遅延損害金)	
円 486 (遅延損害金)	
円 423 (遅延損害金)	
円 566 (遅延損害金)	
円 566 (遅延損害金)	
円 260 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	

円 80 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 170 (遅延損害金)	
円 170 (遅延損害金)	

円 170 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 339 (遅延損害金)	
円 339 (遅延損害金)	
円 84 (遅延損害金)	
円 57 (遅延損害金)	
円 166 (遅延損害金)	
円 57 (遅延損害金)	
円 113 (遅延損害金)	

円 373 (遅延損害金)	
円 426 (遅延損害金)	
円 426 (遅延損害金)	
円 230 (遅延損害金)	
円 373 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 110 (遅延損害金)	
円 113 (遅延損害金)	

円 113 (遅延損害金)	
円 166 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 193 (遅延損害金)	
円 193 (遅延損害金)	
円 113 (遅延損害金)	
円 219 (遅延損害金)	
円 113 (遅延損害金)	

円 219 (遅延損害金)	
円 193 (遅延損害金)	
円 219 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	

円 106 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 170 (遅延損害金)	
円 170 (遅延損害金)	
円 250 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	
円 53 (遅延損害金)	
円 80 (遅延損害金)	

円 80 (遅延損害金)	
円 132 (遅延損害金)	
円 132 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	
円 132 (遅延損害金)	
円 132 (遅延損害金)	
円 106 (遅延損害金)	

関係法令

○地方自治法

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定について (平成27年3月20日 議決)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市長において専決できる事項を次のとおり指定し、平成27年4月1日から効力を生ずるものとする。

1～5 (略)

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額以下である法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

(1) 交通事故による場合 自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額

(2) 交通事故以外による場合 1件300万円

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

静岡市学校運営協議会に関する報告等

(教育局教育総務課)

1 報告の趣旨

10月21日及び12月20日の教育委員会協議会において報告をした事務事業事故（学校運営協議会の委員報酬の未払い）について、支払対象となる委員への調査結果とともに、今後の対応（遅延損害金に係る2月議会への報告等）について報告する。

2 支払額等の内訳（令和3年度から5年度）

(1) 支払対象となる委員 339 名への調査結果

①報酬額及び遅延損害金を受け取る委員 117 名 [35%]

※2月議会において、委員の住所・氏名、受け取る遅延損害金額を公表することを了承済み

②報酬額のみ受け取る委員 89 名 [26%]

③受け取りを辞退する委員 133 名 [39%]

(2) 支払総額（見込額）：983,293 円 （内訳：報酬額 959,000 円、遅延損害金 24,293 円）

・各年度の報酬額は月額 1,000 円

・報酬額：最小 1,000 円～最大 12,000 円、遅延損害金：最小 27 円～最大 678 円

令和3年度～5年度

年度	協議会 (数)	支払対象となる委員（名）				支払見込額（円）			備 考
		受 取		③ 辞 退	合 計	報酬額	遅延損害金	合 計	
		①報酬及び 遅延損害金	② 報酬のみ						
R 3	7	29	22	26	77	147,000	7,277	154,277	民法404条 2項に則して、遅延損害金（3％ ／年・日割り計算）が発生。
R 4	13	65	51	69	185	314,000	9,734	323,734	
R 5	20	94	75	96	265	498,000	7,282	505,282	
合計	20	117	89	133	339	959,000	24,293	983,293	合計の委員 はR3～5の 実人数
		206							

【参考】令和6年度 ※現年度のため遅延損害金は発生しない。

年度	協議会 (数)	支払対象となる委員 (名)			支払見込額 (円)			備 考
		受 取	辞 退	合 計	報酬額	遅延損害金	合 計	
R 6	35	359	144	503	1,054,000		1,054,000	2～3月に開催予定分も含む

3 今後の対応

- ア 令和7年2月21日 教育委員会臨時会にて2月議会への報告内容を審議
- イ 令和7年2月28日 報道資料による発表（予定）
- ウ 令和7年3月6日 2月議会最終日に遅延損害金について報告
- エ 令和7年4月17日 支払い

学校運営協議会の概要

文部科学省は、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の導入を推進している。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）に基づき、教育委員会が学校に設置し、教育委員会が委員を任命する。

本市では、平成28年に清水江尻小に市内初の学校運営協議会を設置した。

平成29年の法改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受け、中学校区における小・中学校と地域のつながりを強化するため、令和元年度から小中一貫グループを基盤に、体制が整ったグループから順次設置してきている。（令和6年度現在、43グループ中35グループで設置済み。）

学校運営協議会の委員は、

連合自治会長、PTA会長、健全育成会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会長、地域学校協働活動推進員、小中学校長、教頭、こども園長 など

令和6年4月時点で合計769人が任命されている。（769人のうち274人は小中学校長、教頭、こども園長などの市職員。）

4 委員報酬の未払い（要旨） ※10月21日の教育委員会協議会における報告内容の再掲

○学校運営協議会の委員報酬について、平成30年度に法令解釈を誤り、無償とすることを決定してしまった。同委員は、非常勤特別職の地方公務員に該当するため、報酬を支払わなければならない。

○令和6年9月、令和7年度から新たに市立高等学校2校に学校運営協議会を設置するため、委員の報酬額を検討していたところ、これまで小中学校の学校運営協議会の委員報酬を無償としてきた考え方に疑義が生じた。

○政策法務課に相談した結果、地方自治法第203条の2「地方公共団体は、非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならない」とされており、令和元年度以降、現在に至るまで、委員報酬が未払いの状態であると判断された。

○労働基準法に基づき、時効を迎えていない令和3年度から5年度の過去3年間分を支払う。